

徳島県規則第七十六号

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県未来創生文化関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付の時期の特例)

第二条 条例別表第一の九の項から十一の項までの手数料は、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の規定に基づき一般旅券の交付を受ける際、納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。